**校長　松村　高志**

**平成31年度　学校経営計画及び学校評価**

１　めざす学校像

|  |
| --- |
| 専門性の高い視覚障がい教育を実践する支援学校であるという自覚のもと、これまで培ってきた視覚障がい教育の専門性を維持・継承し、専門教育を実践する。全国の視覚障がい教育のリーダーとしての責任を果たす。１．幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にした安全で安心な学校２．府内における視覚障がい教育のセンター的機能を果たす学校３．教職員が教育者としての高いプロ意識をもった学校４．社会の変化に柔軟に対応し、職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する学校 |

２　中期的目標

|  |
| --- |
| １．幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にし、安全で安心な学校生活が送れる教育を推進する。(1)文部科学省や大阪府教育委員会等の関係事業で整備されたＩＣＴ環境の充実を図り、ＩＣＴ機器を活用した視覚障がい教育を学校全体で積極的に進め、その成果を引き続き全国へ発信する。(2)視覚障がいに配慮した教育課程を編成する。新教育要領、新学習指導要領、移行措置に基づいた保育や教育を行う。そのため校内研修を充実させ「主体的・対話的で深い学び」の実現と小学部から高等部まで一貫性のある視覚障がい教育の指導ができるよう準備を進め、授業改善を図るあわせて、観点別学習状況の評価を進める。また、全体計画をもとに道徳教育の充実を図る。(3)幼・小・中・高の一貫したキャリア教育を推進する。医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を密にし、視覚障がいのある生徒の進路開拓・職域開拓のための啓発活動の充実を図る。特に、重複障がいのある生徒の進路開拓に重点を置き、一人ひとりに応じた実習先・進路先の開拓と進路の実現をめざす。(4)幼児・児童・生徒の人権に配慮した教育の徹底に努める。体罰は幼児・児童・生徒に対する人権侵害として決して許されない行為として教職員に徹底する。いじめもまた重大な人権侵害事象であることを踏まえ、未然防止、早期発見・早期解決に取り組む。個人情報保護の取扱いについて徹底するとともに、保護者・保証人に対しても啓発を行う。(5)健康面において、特別な配慮を要する幼児・児童・生徒に対する検討委員会を継続する。食物アレルギーについても平成29年12月に作成したマニュアルを元に適切に対応していく。(6)働き方改革を推進し、学校行事の見直しや業務の効率化等を図り、指導の充実と授業改善を図る。(7)保護者・保証人に対して進路をはじめ様々な情報提供を積極的に行うとともに、学校教育自己診断・授業アンケート・学校運営への意見書などを通して保護者・保証人からの情報収集に努め、学校との信頼関係を一層強くする。(8)自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るために、防災教育の充実を図り、災害に備え情報発信を含めた危機管理体制の確立と地域との連携の一層の充実に努める。(9)新校舎を安全に安心して活用するため、定期的な点検を実施するとともに、校地南側のスーパーやマンション建設の事業所と連携を図り、通学路等の安全確保に努める。２．視覚障がい教育のセンター的機能を充実させる。(1)インクルーシブ教育システム構築の理念のもと、連続性のある学びの場の確保のため支援体制の充実を図る。・日本弱視教育研究会・大阪大会を大阪北視覚支援学校との連携のもと成功させた実績をもとに、２校が連携して大阪の視覚障がい教育の充実と府内の支援体制のあり方検討を行う。・地域支援のチーム実施を定着させるとともに、支援の場として本校を使用するなど支援のあり方を工夫する。(2)障がい者理解の啓発活動を推進する。・本校および視覚障がいや視覚障がいのある方の理解啓発を進めるため、ＮＰＯの支援を受けた音楽活動を行うとともに、幼稚部から高等部専攻科まで本校の教育内容等を周知のため地域での理解啓発活動等をより活発に行う。・地域の保健・医療・福祉・労働などの関係機関と連携し、早期からの視覚障がい教育の理解推進とキャリア教育の充実を図る。・視覚支援学校の歴史的資料を整理しホームページなどを通じて発信する。３．教職員が教育者としてのプロ意識をもち、専門性を向上させる。(1)授業アンケート・授業観察を活用して、教員の授業力の改善を図る。(2)全国の様々な実践を収集するとともに、教科別研究会の充実を図り、教科指導の専門性を継承する。特にＯＪＴ等で専門性の向上を図る。(3)働き方改革が進められる中、幼児児童生徒への指導の充実と業務の効率化をめざす。(4)教職経験年数の少ない教職員に対して、本校の教育に必要な生徒指導や保護者対応などの具体的な研修を実施する。校内での点字講習会や歩行指導研修、ＩＣＴ研修会等を継続し、視覚支援学校としての専門性の維持・継承とその向上を図る。４．職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する。(1) 専攻科４学科の連携を一層深め、医療系に特化した強みを発揮し、教育効果を高める。(2) 専攻科において職業自立100％をめざす。(3) 職域開拓を行う。 |

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 学校教育自己診断の結果と分析［平成　年　月実施分］ | 学校運営協議会からの意見 |
|  |  |

３　本年度の取組内容及び自己評価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 中期的目標 | 今年度の重点目標 | 具体的な取組計画・内容 | 評価指標 | 自己評価 |
| １．幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にし、安全で安心な学校生活が送れる教育を推進する。 | (1)ＩＣＴ機器を活用した視覚障がい教育の充実(ｱ)教員の育成(ｲ)活動事例の増加(2) 視覚障がいに配慮した教育課程を編成(ｳ)新学習指導要領等への対応(ｴ)点字指導力の向上(ｵ)観点別学習状況の評価(ｶ)重複障がいのＡＤＬチェックリスト活用(ｷ)健康面で特別な配慮の実施(ｸ)食物アレルギーへの適切な対応(3)人権尊重教育(ｹ)体罰根絶(ｺ)いじめ防止(4)安全で安心な学校の構築(ｺ)危機管理体制の構築(ｻ)防災教育の実施(5)キャリア教育の推進(ｼ)ていねいな進路指導の徹底(6)働き方改革の推進(ｽ)指導時間等の確保 | 1. 小・中学部においても教科書データをタブレット端末にインストールできるようになったことから、より一層ＩＣＴ機器を活用した授業を実施する。ＩＣＴ機器を活用した研修会や研究授業の実施と日常的な支援・相談窓口を設ける。
2. 活用事例を増やし、ＨＰの掲載や研究会での発表を行い、積極的に発信する。
3. 新学習指導要領に対応できるよう、道徳教育の充実も含め各部での検討を進める。
4. 点字指導の充実を図る。
5. 観点別学習状況の評価を進める。
6. 重複障がいのある幼児・児童・生徒の自立活動の指導にＡＤＬチェックリストを活用する。
7. 特別な配慮が必要な幼児・児童・生徒の健康管理を徹底する。
8. 食物アレルギーに関して適切な対応を行う。
9. 担任、部主事、保健室のネットワークを充実させる。日々の連絡帳に記載事項をチェックする。担任⇒部主事⇒教頭というラインで情報収集を丁寧に行う。
10. ｢学校いじめ防止基本方針｣に基づき、いじめ防止のため、いじめ対策委員会を継続する。
11. 防災教育を推進し、日常の安全・安心はもとより、自然災害にも対応できる学校をめざすため、実践的な避難訓練を実施する。
12. 一人ひとりの障がいに応じた進路指導を保護者と相談しながら実施する。早期から将来の自分を意識させる場面をつくる。
13. 行事の精選や会議等の効率化により幼児児童生徒学生への指導時間等を確保し、「主体的、対話的で深い学び」に向けた授業改善を図る。
 | (ｱ) ＩＣＴ機器を活用する授業を前年度より増やす。校内研修会や研究授業の実施。(ｲ) ＨＰへの掲載新たに5本。外部研究会での発表5件。(ｳ) 教科研での検討と進捗状況の近盲研等での公表。(ｴ) 教科ごとに点字指導のリーダーを養成する。(ｵ)全学部で観点別学習状況の評価を導入する。(ｶ)「ＡＤＬ」「点字」「歩行」のチェックリスト活用100％。(ｷ) 特別な配慮を要する児童生徒の検討委員会の実施回数。(ｸ) 食物アレルギー事案件数０件。(ｹ) 体罰事案０件。(ｺ) いじめ事案件数０。(ｹｺ)人権尊重のための全校研修会を３回実施(ｻ) 学期に１回以上、火災、地震、不審者等テーマ別の研修会を年３回以上実施。(ｼ) 高等部卒業生全員の進路確保。中学部の作業所・施設の実習を1回以上。全学部でキャリア教育の実施。(ｽ) 学校教育自己診断で会議の効率化についての肯定的評価が７割。 |  |
| ２．視覚障がい教育のセンター的機能を充実させる。 | 1. 支援体制の充実

(ｱ) 支援体制の再構築(ｲ) 支援できる教員の育成(ｳ) 研究会活動の充実(ｴ) 支援の在り方の工夫(2) 理解啓発活動の推進(ｵ) 効果的な理解　　 啓発活動の構築(ｶ) 歴史的資料の整理と発信 | 1. 継続して教育支援部を中心にチームでの支援を実施する
2. 本校の教員の誰もが支援できるように次世代の専門性のある教員を育成する。
3. 府内２校の視覚障がい教育専門校の支援内容の共通化をめざし、日常的な情報共有を行う。府内の視覚障がいのある児童生徒を担当する教員のネットワークを形成する。
4. 地域の小中学校の視覚障がいのある児童生徒が、学習や交流できる機会を設定する。

(ｵ) 様々な機会を活用した理解啓発活動を進める。(ｷ) 歴史的な資料をホームページで公開できるよう整理する。 | 1. チーム支援体制により複数対応を増やす。
2. 地域の学校を支援できる教員数10人以上、視覚障がいに活用できるICT機器スキルをもつ教員数10人以上の体制を維持する。
3. 府内の視覚障がい専門校２校の連絡会を学期に１回開催。夏季休業中に視覚障がい教育推進のため、地域の小中学校等の教員対象の研究会を実施。
4. 交流参加者の満足度７割以上。
5. 進路指導担当者や養護教諭を対象とした研究会等への情報提供を３回以上。

(ｷ) 資料を分類し、ＨＰでの掲載。 |  |
| ３．教職員が教育者としてのプロ意識をもち、専門性を向上させる。 | (1)教員の資質向上(ｱ)授業力の向上(ｲ)人材育成 | 1. 授業アンケートを活用し、年間２回以上授業観察を行う。新学習指導要領の育成をめざす資質・能力の三つの柱にもとづき「主体的、対話的で深い学び」に結びつくかという観点も入れながら指導助言を行い、個々の教員の授業力の向上を図る。各教科等において、観点別学習状況の評価のための検討を行う。全国の様々な研修会に参加して情報収集等を行い、校内で共有する。

(ｲ) 教頭、首席が中心となって、経験年数の少ない教職員の資質向上を図る。その際、本校の実態にあった課題に絞り、生徒指導の在り方、保護者対応、危機管理などのテーマで研修を行う。 | 1. H31年度も授業観察を２回以上実施。学校運営協議会で報告。

(ｱ) 観点別学習状況評価をめざし、教科研での検討を進める。(ｱ) 全国の様々な研修会への参加回数。(ｲ) 資質向上のための全体研修は年間５回実施する。 |  |
| ４．職業自立を果たし社会に貢献する人材を育成する。 | (1)進路指導の充実(ｱ)職業自立100％をめざす(ｲ)専攻科卒業生の就職先の開拓(ｳ)視覚障がい者の新たな職域開拓 | 1. 国家試験（あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゅう師、理学療法士、柔道整復師）合格と資格を活かした就職をめざし、個々の学生の実態に応じたきめ細かな指導を行う。

(ｲ) 指導部進路係を中心に就職先の開拓を行う。(ｳ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士、柔道整復師以外の職域を開拓する。 | (ｱ) 国家試験合格率100％と進路指導満足度80％(ｲ) 専攻科就職率100％(ｳ) 企業等への訪問数20社以上、新規開拓５社以上をめざす。 |  |